

平成29年第11回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成29年12月25日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	77号	東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	62号	区立中学校における事故に関する和解について	了承
3	63号	北区版家庭学習のすすめ「Let's study～北区の子ども 家庭学習のすすめ～」について	了承
4	64号	後援・共催事業に関する報告	了承
追加日程1	65号	北区男女共同参画行動計画(第5次アゼリアプラン)中間の見直し及び平成28年度アゼリアプラン事業実績の報告について	了承

平成29年第11回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年12月25日(月) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。 これより、平成29年第11回北区教育委員会臨時会を開会いたします。 日程第1、第77号議案「東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
飛鳥山博物館長	教育長
清正教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	<p>第77号議案、「東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。</p> <p>2枚めくっていただきまして、議案の3ページをお開きください。3ページ、最後のところ、説明欄でございます。東京都北区飛鳥山博物館における障害者及びその介助者の観覧料を減免するため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>区の政策経営部におけます3年後ごとの使用料見直しにおきまして、平成30年度より使用料改定の一部として、障害者料金導入の方針を決定したところによるものでございます。</p> <p>次のページ、4ページ、新旧対照表でご説明いたしたいと思っております。上の欄、改正案でございます。第5条の2、これまでの2をずらしまして、1条を追加しております。第5条の2といたしまして、今回条例に伴いまして委員会に次の各号にかかげるものの、要するに一般の利用者におけます納付観覧料を5割減額することができるものと規定するものでございます。その対象となるものとしましては、次の1号ですが身体障害者福祉法に基づきます、身体障害者手帳を交付されたもの。2号では、児童福祉法の規定に基づきます、療育手帳と愛の手帳を交付されている者、3号におきましては、精神保健等の法律に基づきます、精神障害者の手帳を交付されているもの。この3種類の手帳の所持者を対象といたします。第2項では、その介助者を障害者1名について1名のみ免除することができるという規定でございます。最後の3項におきましては、観覧料の減免を受けようとする場合には、当該の手帳を提示するものとするものでございます。</p> <p>以下、第5条の3以降はこれまでの2以降を条ずれさせるものでございます。一部様式内の表記の変更等によりまして、一部条文の訂正が今回発生したものでございます。</p> <p>それでは、3ページにお戻りください。附則でございます。施行期日、平成30年4月1日から施行するものといたします。ただし、次に挙げる2項につきましては、公布の日から施行するもの。その一つ、準備行為、講堂用の使用申請に伴います手続が年度内にも発生しますので、その日から該当させるもの。経過措置といたしましては、この規則改正によって様式類の表示が条ずれによって番号がずれますので、従前の用紙を4月以降も訂正により使えるようにするものでございます。以上、説明いたします。</p>

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。
特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、報告事項に移ります。日程第2、報告第62号「区立中学校における事故に関する和解について」事務局から説明をお願いします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、報告第62号、区立中学校における事故に関する和解につきましてご報告いたします。

1枚おめくり願います。専決処分年月日は平成29年10月31日でございます。

決定額は18万3,600円。内訳は自治体総合賠償責任保険賠償保険金18万3,600円でございます。

相手方は杉並区上井草在住の区民でございます。

事故の概要は、平成29年9月27日、区立中学校校庭におきまして、ソフトボールの授業を行っていたところ、その打球が駐車していた相手方の車両に衝突し破損させたということでございます。ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ちょっと事故の概要をもう少し詳しく教えていただきたいのですけれど、こういった状況だったのでしょうか。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

本事故につきましては、区立中学校のグラウンド、校庭内に駐車をしていました、樹木の選定作業を行っていた作業員の自家用車の屋根の部分に生徒が打ったソフトボールの打球が当たって、屋根がへこんだものでございます。当日はそういった事故等を想定してのフェンス上のものを駐車している車の手前に立てておいたのですが、そこを越えてぶつかってしまったという事故でございます。以上です。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第3、報告第63号『北区版家庭学習のすすめ「Let's study～北区の子ども 家庭学習のすすめ～」について』事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、報告第63号、北区版家庭学習のすすめ「Let's study～北区の子ども 家庭学習のすすめ～」につきまして、ご報告いたします。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき、資料をごらんください。順番は前後いたしますが、初めに2の現況でございます。児童・生徒の確かな学力の向上には各学校における授業とともに、家庭での学習習慣の定着が重要となります。また、本区の基礎・基本の定着度調査の結果から課題のある教科もあり、基礎的・基本的な知識の確実な定着に課題も見受けられるところでございます。

続きまして、1の要旨でございます。ただいまのような現況を踏まえまして、北区家庭教育力向上アクションプランに基づきまして、家庭での学習習慣づくりのために、保護者向けのリーフレット、北区版家庭学習のすすめ「Let's study」を作成いたしました。お手元でございます本リーフレットは、家庭での学習習慣づくりのための保護者の子どもへの関わり方等が示されております。本リーフレットは小学校版と中学校版をそれぞれ作成しており、作成の目的や児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習の在り方、全国学力・学習状況調査の結果と正答率との相関、家庭学習を習慣化させる

ためのポイント等を掲載しており、児童・生徒を通じ各家庭に配付をいたします。

3、主な取り組み内容、配付のしかたでございます。配付の対象は北区立小中学校の児童・生徒の保護者。配付数は各学校の在籍児童・生徒数及び教職員数でございます。保護者への配付の方法につきましては、保護者会等において保護者に直接配付をしたり、児童・生徒を通じて配付するなど、学校の実態に合わせての配付となります。配付期限は原則平成30年1月末まででございます。

最後に、4の今後の予定でございますが、北区ホームページに掲載をいたしますことと、平成30年度の新入生の保護者への配付につきましても合わせて行います。

以上ご報告申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 教育指導課長に対しては言わずもがなで大変恐縮なことですけれども、以前に生活リズムを夏休みに整えるために行った生活習慣形成事業の取り組みの保護者からの意見の中に、家庭の中にまで踏み込まれるような思いで嫌だ、嫌な思いをしたというご意見があったと思います。保護者の方々はたくさん色々なお考えの方がいるので、こちらから投げかけても、それがそのまま受けとめていただけるとは限らないと思うのですが、ぜひ学校でこれを保護者会で配るときに、決して家庭のあり方を否定するというのではなく、学校教育と家庭教育で手を携えながら、ともに子どもたちと向き合っていこうという、そういう思いなのだということを各担任を通じて言葉を添えていただくようにと思います。また併せて担任サイドもこれを配ってよしとするのではなくて、学習とどのように家庭学習を結びつけていくのか、このリーフレットを配る以上はこれをどのように学校としても活用していくのかということ、きちっと捉えていくことが大事だと思います。

これだけ立派なものを作っているのですから、それが活かせるような投げかけをぜひ各学校で取り組んでいただきたいということをお伝えいただければというふうに願うところです。よろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第4、報告第64号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説

明をお願いいたします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、報告第64号、後援・共催事業に関する報告をさせていただきます。恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。今回は、名義仕様承認報告が2件と、事業実績報告が3件となります。

まず、名義使用承認報告の1件目でございます。事業名が「アジア児童青少年舞台芸術フェスティバル2018 TOKYO」。主催者が一般社団法人TYAJapan。国立オリンピック記念青少年総合センター、プーク人形劇場を会場に、お示しの内容で実施されるものでございます。参加費用につきましては、別紙5ページについておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

2件目でございます。事業名が「平成30年度全国吟詠コンクール北区予選大会」。主催者が北区吟剣詩舞道連盟。赤羽会館大ホールを会場といたしまして、お示しのおりの内容で実施されます。

恐れ入ります、2ページをお開きください。事業実績報告でございます。3ページにわたりまして3件が報告されているところでございます。後ほど、ご高覧いただければと存じます。

私からは、説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件につきましてのご意見またはご質問はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特にないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

ここで「北区男女共同参画行動計画（第五次アゼリアプラン）中間の見直し及び平成28年度アゼリアプラン実施状況の報告について」を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本日の日程に追加いたします。それでは、追加日程第1、報告第65号「北区男女共同参画行動計画（第五次アゼリアプラン）中間の見直し及び平成28年度アゼリアプラン実施状況の報告について」事務局から説明をお願いします。

男女いきいき推進課長

教育長

清正教育長

男女いきいき推進課長

男女いきいき推進課長

報告第65号をご説明申し上げます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、資料です。件名は「北区男女共同参画行動計画（第五次アゼリアプラン）中間の見直し及び平成28年度アゼリアプラン実施状況の報告について」でございます。

2番の要旨、男女共同参画社会の実現を目指しまして、北区男女共同参画条例に基づき、男女共同参画行動計画、アゼリアプランと申しますけれども、これを策定し、現在さまざまな施策の実施や取り組みを行っているところでございます。今回は現行の第五次アゼリアプランが策定後、3年目を迎え、策定後の社会情勢等に対応するために中間の見直しを行いましたので、そちらのご報告と合わせて平成28年度のアゼリアプラン事業実績を報告させていただきます。

これまでの経過でございますが、審議会等の開催状況はお示しのとおりでございます。

それでは、内容についてですが、資料のほうをごらんいただきます。まず、ご説明が前後いたしますけれども、平成28年度の実績の報告からさせていただきます。右上に資料No. 1と書かれているホチキスどめいたしました事業実績報告書、平成28年度というものをごらんいただけますでしょうか。こちらは男女共同参画条例におきまして、毎年度行動計画に基づく施策の実施業況を明らかにする報告書を作成して、公表するものと規定されておまして、審議会の調査、意見を元に作成したものでございます。

まず、全体の体系をごらんいただきますので、ページの4ページと5ページをお開きいただけますでしょうか。アゼリアプランの計画は一番左にございます、目標のところです。三つの目標とそれを進めるためのしくみという、四つの柱で成り立っているところでございまして、それぞれの柱に課題、二つから三つの課題を掲げておまして、その一つ一つの課題に対しまして、施策の方向、5ページになりますけれども、お示ししているところでございます。これは課題解決に向けて、どのように取り組んでいくかというようなものでございまして、それぞれの課題に対して三つ程度の施策の方向性がございます。このページにはお示ししておりませんが、この施策の方向それぞれには取り組みがございまして、全部で68の取り組みとなります。そして、またそれぞれの取り組みごとに各事業、所管で実施しております事業が合計156の事業がぶら下がっているということで、全部で5層の計画になっているものでございます。

7ページをお開きいただきますと、評価の進め方、(1)では評価の流れと示しております。下から評価する感じになっておりますけれども、まず事業を評価し、その上で取り組みが進んだか、その上で課題は解決されたか、それから目標は達成されたかというような4段階の評価を行っております、それぞれAからDまでの4段階評価、基本的には4段階評価で評価しているものでございます。

お進みいただきまして、12ページからは具体的な進捗状況、それぞれの課題ごとに整理してございます。例えば、12ページでは課題の1、配偶者暴力の防止と被害者支援、課題単位の評価はAとしておりますけれども、それに対して3番目ですね、今後の進捗事項、今後、課題解決に向けて推進していくべき事柄を改めて整理しているものでございます。

ここで、この評価の低かったところだけ少し抜粋してご説明させていただきます。18ページまでお進みください。目標の3、男女があらゆる分野で学び参画する地域社会、こちらに対しても三つの課題がありまして、課題の2のところ です。政策・方針決定過程への男女共同参画の推進。こちらはB-の評価をつけております。課題解決に向けて進捗はしているが、一部にとどまっているというような評価でございます。

恐れ入りますが、30ページのほうを一緒にご参照いただければと思います。こちらでそれぞれの事業に対して右から3列目で評価はAとかCとか書いているところがございますけれども、例えば上から2行目の事業No. 123、各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ、こちらは実施はしているけれども、その成果は十分でないというようなことで、評価はCです。

それから、その下。出前講座、情報誌での地域団体への意識啓発、こちらについても実施はしておりますけれども、なかなかその呼びかけに対しての申請には至らないということで、評価がCとなっております。

それから、そこから三つほど下です。番号127番の昇任試験勉強会、こちらについてはこういった対象者を対象には勉強会を行っていないということで、実施をしていないのでDの評価、こういったことを受けまして課題単位の評価をB-としたところがございます。

3番の今後の進捗事項を見ていただきたいのですが、リーダーへの女性の登用については、地域団体や町内に理解を深めていただくために出前講座等の実施、これを図っていく必要がありますけれども、その働きかけの工夫といったことも必要であろうと感じているところでございます。

お隣19ページのほうを見ていただきますと、課題の3では日常生活における男女共同参画の推進とございまして、こちらについてもB-、課題解決に向けて進捗はしているが、一部にとどまっているという評価でございます。

恐れ入りますが、こちらは31ページの事業一覧をごらんいただけますでしょうか。事業番号133番の地域活動への参加促進の講座、こちらは未実施でございます。それから、134番の男性のための男女共同参画に関する講座、こちら平成28年度は未実施でございました。こちらは未実施ということでDの評価になってしまっているんですけども、まず地域活動への参加促進の講座、こちらはむやみやたらに地域活動に参加をという呼びかけをしても、なかなか人は集まらないんじゃないかというような意見がございまして、平成28年度についてはどのような切り口で働きかけをしているかというものを検討いたしまして、今年度年度内に防災課と共催で防災という切り口で研修を行っていきたいと思っております。それから、134の男性のための男女共同参画に関する講座、こちらについては平成28年度には実施できなかった、これは講師との日程調整がなかなか合わなかったということがございまして、平成29年度7月に2回連

続講座で実施しているところでございます。

評価については以上で、46ページまでお進みいただきまして、こういった各種事業実績を元に審議会による進捗の評価をいただいておりますが、おおむね目標に向けて進捗しているという評価をいただいておりますが、やはり目標の3のところでは一部にとどまっているので、地域団体への啓発等より効果的な働きかけを検討する必要がありますねという意見をいただいているところでございます。

平成28年度の実績報告は以上でございます。

続きまして、アゼリアプランの中間の見直しについて、ご説明いたしますが、こちらは資料の2をもって説明させていただきます。資料の2は資料の3から5をまとめた概要になりますので、こちらで説明させていただきます。

まず、見直しをするに当たっての背景でございます。こちらちょっと読み上げさせていただきます。女性の就業者数の増加を背景に役職者に占める女性の比率は依然として低く、働く女性の非正規雇用比率は上昇している状況でございます。ひとり親家庭を中心に貧困の問題が一層と深刻化しております。

男性の育児休業取得率、これは微増はしている状況でございます。男性が家庭において役割を担うということへの期待や理解は年々増加しているものと思っておりますが、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには男性中心型労働慣行の見直しが喫緊の課題であると捉えております。

人権尊重の観点では、性の多様性への理解促進に取り組みが進むなど、誰もが個を認め合える多様性社会の実現が期待されているところでございます。

こういった社会情勢を背景に国や東京都、北区での動きはお示しのとおりでございます。真ん中ほどでは、見直しの方針を掲げさせていただきます。1、社会状況や国の動き、プランの進捗状況を踏まえ、目標は課題の大きな見直しは行わずに、取り組みまでの見直しを行います。それから、本計画の一部の事業を女性の職業生活における活躍推進についての計画として位置づけております。女性活躍推進法においては、区市町村の策定は、これは努力義務となっていることを申し添えます。

下では、見直しの内容、それぞれ目標ごと四つの柱ごとにお示ししているものでございます。一番左では、目標の1、人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会でございますけれども、課題の1では配偶者暴力防止と被害者支援ということで、取り組みの2番の取組名を若干修正しているところでございます。こちらは近年若年層の女性がいわゆるJKビジネスで働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や、本人の意に反していわゆるアダルトビデオなどの出演を強要される問題が発生しておりまして、若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況となっているところでございます。国では、平成29年の4月に被害者防止月間と位置づけて、緊急対策を講じるとともに、今後の対策を取りまとめたものでございまして、区においてもいわゆるJKビジネス等の被害防止に関する啓発に取り組むこととして事業を追加しております。

その下、課題の2では男女の人権侵害防止への取り組みで、取り組みの13番、多様性を尊重した人権意識の啓発というように取組名を修正しております。今までは人権に関する意識啓発というものだったのですけれども、そこに多様性を尊重したという言葉を追加してございます。説明にも書いておりますけれども、年齢それから性自認、性的

思考、こういった文言を追加しております、多様性をより具体的に表現したものでございます。

続きまして、目標の2、仕事の家庭・地域生活を両立できる地域社会といたしましては、課題の2のところでございます。子育てや介護を安心して行うための環境整備、二つ目の事項、取り組みの28番といたしまして、子どもの貧困対策といたしまして、取り組みを追加いたしました。説明の3行目でございますけれども、ひとり親家庭等向けの相談事業など、八つの事業を追加しております。

3番の課題の3では、働く場における男女共同参画の推進。こちらは女性の活躍推進として、現在取り組んでおります四つの事業を追加し、またその下に記載しておりますが、セクハラ、パワハラ、マタハラの防止の啓発というもの、マタニティハラスメントの文言を追加しております。こちらは人権及び女性の活躍推進の面からもマタニティハラスメントの防止は従来から課題とされておりましたけれども、今回男女雇用機会均等法改正に伴いまして、マタハラ防止が規定に盛り込まれたということを受けまして、文言を追加するものでございます。

そのとなり、目標の3、男女があらゆる分野で学び参画する地域社会では、課題の2でございます。男女共同参画の推進といたしまして、取り組みの49番、男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進のところ、基本計画を初めといたしまして、各分野における事業計画、特に防災復興関係の計画について、男女共同参画の視点に配慮する。こういった取組名や内容の修正を行っております。

課題の3では、日常生活における男女共同参画の推進ということで、地域活動への参加の促進、これは先ほども実績報告の中で述べましたけれども、防災という切り口から二つの事業を追加しております。それから、取り組みの58番、国籍、文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進ということで、多文化共生社会の実現と言う文言を追加し、取り組みの内容を修正したものでございます。その隣、計画を推進するための仕組みは特に修正、見直しはございません。

最後に、北区の女性活躍推進計画として位置づけております事業は、(1)といたしまして、六つの取り組みと11の事業、それから(2)として四つの取り組みと13の事業を位置づけているものでございます。全体といたしましては、取組数が一つふえて69、事業数が156の事業であったのが177事業数ということで、これから残り2年間推進してまいります。

最後に資料の6でございます。来年度平成30年度における重点取組でございますけれども、毎年度各課題から一つずつ取り組みを選定して重点の取り組みとして位置づけているものでございます。今回は中間の見直しを踏まえましてお示しのと通りの取り組みを行ってまいりたいと思っておりますが、特に目標1のところでは若年層に対する意識啓発、それから多様性を尊重した人権意識の啓発、目標2のところでは子どもの貧困対策や女性の活躍推進、目標3のところでは男女共同参画の視点に配慮した計画の策定の推進、国籍、文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進ということを重点の取り組みとして掲げております。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	非常に大変な取り組みを着々と進めていらっしゃることに、まずは敬意を表したいと思いますが、性差を越えて、あるいは性の多様性ということへの取り組みの具体的なところがなかなか見えにくいというのが区民一般の正直な思いとしてはあるのかなと思うのです。色々な広報誌等もお出しになっていることは承知しているのですが、区の中でこのプランを受けて、このようところが具体的に改善されていますという何か強いアピールをこんなふうにしていますということがありましたら、ぜひ教えてください。 私どもも色々な所での広報活動の一員として、できることはしていきたいと思っています。
男女いきいき推進課長	教育長
清正教育長	男女いきいき推進課長
男女いきいき推進課長	成果としてこういう成果があらわれていますというところは、残念ながら数値的にお示しすることもできませんし、そういったところは区民意識意向調査の中で前回との数値の比較とか、そういったところで示していけるのかなと思っておりますけれども、私どもの取り組みといたしましては、男女共同参画の条例がございまして、その条例をわかりやすくパンフレット化したものを各種事業などでお配りしており、啓発を進めているところでございます。あとは小さいころからのそういった啓発が必要だということで、これまで小学校6年生を対象に条例の説明を、もっとお子さんでも、児童でもわかりやすく書いたパンフレットを学校さんのご協力をいただいております。また、そのパンフレットがどのように使われているのかということまでは把握していない状況でございますので、そこについては、そういったパンフレットが有用に子どもたちに考えるきっかけになる使い方ができるように、また学校のほうにはご協力を求めご相談をさせていただきたいと思っております。以上です。
清正教育長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
名島委員	教育長
清正教育長	名島委員

名島委員

ありがとうございました。今のことに関連して、ちょっと違う分野のことになるんですが、私は合唱団の指揮が多いものですから、合唱というのは、女声合唱、混声合唱、男声合唱というふうに、あと児童合唱ですね、分かれて捉えられるのですが、最近男声合唱に入る女性とか、女声合唱に男性というのは普通になってきているんですね。または、成長して肉体は成人男性だけれども。声は子どものままの方とかもまれにいらっしゃいます。それを個性と見て、例えば見た目は男性だけれども、出てくる声は女性のすごい美しい声で、それで一つのすばらしい音楽を作るようなことは、合唱界では割と見られるようになってきているんですね。これを見て、文言でもって啓発していくというのはもちろん必要なことだと思うのですが、何か具体的な成果としてこんなに素敵だという、わかりやすい何かがあればいいのかなと、お話を聞いて思ったものですから、感想として述べさせていただきます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第11回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。